

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
1	502	レンタサイクル事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	レンタサイクルの貸出をとおして、移動の利便性の向上を図り、また、つくば市中心市街地や筑波山麓地域、つくば霞ヶ浦りんりんロード沿線地域等のビジネスや地域振興に寄与すること。	つくば駅及び筑波山口で自転車の貸出業務を実施する。 筑波山ゲートパーク自転車拠点（旧筑波東中学校）でもレンタサイクル事業を実施する。 貸出しに当たり、申請書受理及び利用料金の徴収等を委託し、自転車の修理・点検、日別・月別利用台数調査を実施する。	つくばセンターで3, 757台、筑波山口で351台の貸出実績となった。 自転車拠点施設「サイクルパークつくば」では238台の貸出実績となった。
2	503	広域レンタサイクル事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	広域レンタサイクルの貸出により、市域をまたいだ広範囲の移動における利便性を向上させ、観光客や地元住民が地域を周遊する動機を誘引することで交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。	茨城県、対象地域の14市町村、国、企業、その他関係団体で構成する、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会の中で県、つくば市を含めた9市町と広域レンタサイクル部会を構成し、乗り捨て可能な広域レンタサイクル事業を展開していく。	広域レンタサイクルの受付窓口に着波山ゲートパークを追加した。また、自転車イベント「PEDAL DAY GO Mt. Tsukuba」において、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会のPRブースを設置し、事業の周知を図った。
3	510	都市計画審議会開催事業	都市計画部都市計画課	各種都市計画を定めるにあたり、調査・審議し、都市行政の円滑な運営を図る。	つくば市の都市計画行政推進に必要となる、都市計画決定（用途地域、道路、公園、地区計画等）の案件について、調査、審議を行う。	年1回（10月）都市計画審議会を開催し、諮問1件、報告1件を行った。 諮問及び報告案件について審議され、都市行政の円滑な運営を図ることができた。
4	516	都市計画決定事務事業	都市計画部都市計画課	都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するとともに、適正かつ合理的な土地利用の推進を図る。	区域区分、用途地域等の土地利用に関するものや、道路・下水道・公園などの都市施設に関するもの、土地区画整理事業などの市街地開発事業に関するもの及びまちづくりに必要な地区計画などの各種都市計画を定める。 都市計画の情報をデジタルで管理し、情報提供を行う。 国土利用計画法に基づく土地取引の届出受理及び土地の利用目的を審査する。 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事前届出の受理及び買取希望の照会を行う。 （国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律については1011市街地振興事業から移管）	つくば市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定を行った。 国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく届出を通じて、適正な土地利用の動向を把握することができた。 公拡法に基づく事前届出を通じて、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進できた。
5	518	屋外広告物申請許可事業	都市計画部都市計画課	市内における屋外広告物の適正誘導を図り、良好な景観の形成、風致の維持及び公衆への危険防止を図る。	つくば市屋外広告物条例に基づく許可を行う。 屋外広告物の許可制度の周知等を推進する。	つくば市屋外広告物条例の適正な運用や市ホームページ等での周知活動により、無秩序な広告物の掲出を防止し、街並み景観、道路沿道景観、都市景観等の維持保全が図られた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
6	519	違反広告物除却事業	都市計画部都市計画課	違反広告物を減少させるとともに、良好な街並み景観の保全を図る。	研究学園地区内、幹線道路沿線その他違反広告物の多い特定の地域において、簡易に除却できる違反広告物の定期的な除却を行う。 茨城県まちの違反広告物追放推進制度に基づき、地域のボランティア団体を推進団体に認定し、地域における違反広告物の除却を推進する。	業務委託及び市職員による定期的なパトロールを実施したことにより、市内の景観保全が図られた。
7	521	下水道特別会計繰出事業	都市計画部都市計画課	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図る。	一般会計から下水道事業特別会計へ繰出しを行う。	一般会計から繰出しを行い、下水道事業の整備推進を図ることができた。
8	522	景観形成事業	都市計画部都市計画課	良好な景観の形成を推進する。	市民への情報提供や意識啓発、専門講習等の受講 景観協定に関する指導及び認可、景観審議会の開催 景観法に基づき、条例で定める一定規模を超える建築行為等について計画内容を届出させ、審査する。 幹線道路の沿道において、一定規模を超える建築行為について計画内容を提出させ、協議を行う。 一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備の設置について計画内容を届出させ、適正な設置、管理を誘導する。	景観審議会での審議や届出対象行為を景観形成基準に基づき規制誘導することにより、良好な景観の維持・形成を図った。 一定規模以上の発電設備の設置について、条例に基づき誘導することにより、適正な設置、管理を図った。
9	526	地域まちづくり支援事業	都市計画部都市計画課	市民等による自発的な地域まちづくり活動の状況に応じた支援を行い、「協働による地域まちづくり」を推進し、魅力的な地域社会の構築を図る。	規則に基づき、市民等が地域で行うまちづくりについて、その活動状況を初期段階から4段階に分類し、それぞれの段階に応じた支援を行う。支援方策としては、市民向けの講座の開催や、登録グループ等へのまちづくり専門家の派遣、活動資金の助成等を行う。	まちづくりアドバイザーの派遣により2団体の活動への助言を行うことができた。上記団体を対象とした見学会を開催し、団体への事例紹介、団体間の情報交換、交流を行うことができた。市民向け講座の開催により、参加者の都市計画への理解を深めることができた。
10	527	つくばエクスプレス沿線コミュニティ補助事業	都市計画部都市計画課	つくばエクスプレス沿線開発区域及びその周辺集落の良好な地域社会と新たなコミュニティ形成のほか、賑わいの創出を図る。	まちづくり協議会においては、視察研修等による住みよいまちづくりに向けた知識の習得、清掃や防犯活動を通じた安心安全な住環境の創出を図る取組みなどの支援を行う。 各駅前イルミネーション実行委員会においては、イルミネーションの装飾や点灯式開催に当たり必要な支援を行う。	まちづくり協議会では、交付した補助金を活用し、福島県でまちづくり先進地視察を行った。 イルミネーション実行委員会では、各実行委員会でイルミネーションの装飾を行い、駅前の賑わいを創出した。万博記念公園駅において点灯式を開催し、駅周辺の住民が交流する機会を提供した。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
11	528	つくばエクスプレス沿線まちづくり事業	都市計画部都市計画課	土地区画整理事業者（茨城県）と調整を行い、土地区画整理事業の円滑な進捗を図る。	土地区画整理事業を計画的に推進するため、施行者等との調整とともに、公益施設用地の維持管理に要する費用を負担する。	公益施設用地の維持管理費用を負担することで、土地区画整理事業の円滑な実施につながった。
12	529	景観緑地のあるまちづくり推進事業	都市計画部都市計画課	住宅地と一体となった良好な景観を形成し、市民生活の向上と地域社会の健全な発展に資する。	土地所有者は管理組織を結成し、市が承認した整備・管理計画書に基づき緑地を整備・管理する。 市は、計画書に基づいて整備された緑地の所有者と地上権設定契約を締結し、景観緑地を設置する。 管理組織は、市からの地代をもとに景観緑地の管理を行う。 緑地の所有者が変更になった場合には、新たな所有者と地上権継契約を締結する。	流星台で1区画と地上権設定契約を新規で締結した。春風台で4区画、春風台北部で2区画、さくらの森で1区画、流星台で2区画と地上権設定契約内容の承継に関する契約を締結した。 春風台の景観緑地に係る訴訟について、上告審に対応するため弁護士や市法務課と対応を行い、当該訴訟は終結した。
13	534	魅力ある研究学園都市地域の推進事業	都市計画部学園地区市街地振興課	緑豊かなゆとりある都市環境を継承しつつ、社会情勢の変化等への対応やつくばならではの自然と科学技術が融合した都市環境の形成を図り、つくばならではの街並みや体験を創出する。	研究学園都市地域内で土地利用転換が見込まれる国家公務員宿舍跡地等については、地区計画や無電柱化条例等を活用し、緑豊かな市街地を創出するまちづくりを推進する。また、つくばセンター広場の維持管理、つくばセンタービル公共施設改修のほか、つくばの顔となるつくば駅周辺については、パブリックスペース活用や科学技術を取り入れた取組、エリアマネジメントの推進により、つくばらしさが感じられる場を創出し、都市の魅力を高めていく。	国家公務員宿舍跡地の吾妻二丁目70街区について、二段階一般競争入札による国有地と市有地の一体売却のため、財務省と開発条件や審査基準等の検討を進めた。エリアマネジメント団体と連携し、パブリックスペースを活用した。中央公園リニューアルの検討を行い、R7年1月にリニューアルに向けた考え方（案）を公表し、意見募集を行った。R4年度から実施しているセンタービル改修工事が全て完了した。
14	535	地域振興推進事業（旧：地域拠点活力共創マネジメント事業）	都市計画部周辺市街地振興課	各周辺市街地活性化協議会活動の自走化や、地域の賑わい創出・コミュニティ活動の拠点整備等により、持続的な周辺市街地振興を図る。（令和5年度から1042学校跡地地域運営拠点事業の規模を縮小し統合）	・各周辺市街地活性化協議会が自ら資金等を獲得し、自走化していくための運営・組織強化の支援。 ・まちづくり活動に参画する人材を掘り起こすとともに、活動母体の組織化や伴走的な育成を行うことで、地域に定着し自立して継続的に活動を行ってもらう環境を醸成。 ・地域の賑わい創出拠点として空き店舗等を活用したチャレンジジョブを整備することによる、地域経済の活性化に取り組みやすい環境の醸成。 ・地域の廃校を利用したコミュニティ拠点の整備による、地域コミュニティ活動に取り組みやすい環境の醸成。	ネットワーク会議の開催により、持続的な地域づくり活動の手法について、各協議会の理解が進んだ。 まちづくり活動に参画する人材の発掘・育成により、継続的に活動が行える環境作りが進んだ。 チャレンジジョブへの入居者をビジネスプランコンテストで選定し、地域経済の活性化に寄与した。 廃校を利用したコミュニティ拠点で様々な地域コミュニティ活動が実施された。
15	536	周辺市街地活性化補助金（旧：周辺市街地活性化チャレンジ補助金）	都市計画部周辺市街地振興課	地域主体の地域活性化に関する取組を支援する。	周辺市街地活性化協議会（8周辺市街地毎に1団体を認定）へ上限50万円の補助金を支出するなどし、地域活性化の取組を支援する。 周辺地域のうち面積の9割以上が市街化調整区域で、H23とR3を比較し人口増減がないまたは減少している大字等における地域づくり活動へ上限15万円の補助金を支出するなどし、地域活性化の取組を支援する。	各周辺市街地活性化協議会で地域住民が主体となった活性化の取組を支援できた。 また補助率が1／2である部分があることで、各協議会に自主的に活動資金を獲得する意識を持たせることができた。 市街化調整区域での地域活動を支援について、一団体を周辺コミュニティとして認定し支援を行った。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
16	559	つくば市建築審査会事業	都市計画部建築指導課	建築基準法に基づく同意、審査請求及び市長からの諮問等があった場合に審査会を開催する。	特定行政庁の附属機関であり、建築基準法に規定する同意、審査請求に対する審査、裁決を行う。	適正かつ円滑な建築審査会の運営を図ることができ、建築物の安全と安心を確保し、社会の要請に的確に応えることができた。
17	560	つくば市ホテル等建築審議会に関する事務	都市計画部建築指導課	市民の健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成を図る。	つくば市ラブホテルの建築等規制条例に基づき、つくば市ホテル等建築審議会を置き、重要事項を調査、審議する。	ラブホテルの建築等を制限し、健全な生活環境の保全及び青少年の健全な育成が保たれた。
18	561	つくば市耐震改修促進計画に基づく事業	都市計画部建築指導課	市民自らが地震に対する意識を高め建築物等の耐震化に取り組むとともに、市が所有する公共建築物の耐震化を推進する。	木造住宅耐震診断士派遣事業、木造住宅耐震改修費補助事業、民間の住宅及び特定建築物の所有者に対して耐震化への啓発活動、危険ブロック塀の撤去補助事業、市有建築物の耐震化の向上を目指す。	木造住宅耐震診断士派遣事業に10件の申し込みがあり、耐震診断士を派遣。木造住宅耐震改修費補助事業に2件の申し込みがあり、耐震改修が完了。危険ブロック塀の撤去補助事業に11件の申し込みがあり、危険ブロックの撤去が完了。民間の住宅及び特定建築物の耐震化について啓発活動を実施。
19	562	開発審査会事務	都市計画部開発指導課	無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公正かつ適正な制度運用を図る。	都市計画法第78条第1項の規定に基づき設置した付属機関であり、開発許可等の処分について、開発審査会を開催し審査を行う。	市街化調整区域において無秩序な開発行為を抑制し、地域の実情に合った公平かつ適正な制度の運用が図られた。
20	564	開発許可等事務	都市計画部開発指導課	良好な自然的環境の保全、快適な居住環境の創出及び優れた都市環境の整備に資する。	都市計画法の許可基準及び技術基準を踏まえた審査、開発行為に関する条例及び開発許可等の手引きに基づき許可、指導を行う。 市民の防災意識を高めるため、引続き大規模盛土造成地マップのホームページ公開等を行う。	都市計画法を遵守させた結果、違反建築物、無秩序な開発を防止した。 課内での情報提供や専門的知識の習得が図られ、窓口対応等をスムーズに行うことができた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
21	567	自転車のまちづくり推進事業	都市計画部サイクルコミュニティ推進室	クルマから自転車への転換を推進する。	環境に優しく、健康増進にもつながる自転車を市内の重要な交通手段の一つとして位置づけ、つくば市自転車安全利用促進計画に基づき、自転車の安全で適正な利用を促しつつ、市内の自転車利用の向上を図るため、安全教育や走行環境の整備、自転車通勤の推進などの各種取組を行う。	自転車のまちつくば推進委員会を開催し、つくば市自転車活用推進計画を策定した。
22	568	コミュニティバス「つくバス」運行事業	都市計画部総合交通政策課	市内公共交通網の幹線として、路線バスを補完し、市内各地の核となる拠点と鉄道駅を結ぶ、都市内交通としての役割を担う。	1 1 路線において、平日 2 7 4 便／日、休日 2 1 3 便／日、年間 3 6 5 日コミュニティバスを運行する。 つくバス運行に伴う諸問題を解消するとともに、利用促進に向けた取組を行う。	・令和 6 年度つくバス利用者数 1, 1 2 5, 8 2 1 人（前年度比 0. 6 2 % 減） ・令和 6 年 1 0 月に西部シャトルを 2 路線に分割（西部及びみどりのシャトル） ・茎崎窓口センターバス停のロータリーをバス専用整備
23	569	デマンド型交通「つくタク」運行事業	都市計画部総合交通政策課	バスへの接続及び交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支える交通手段の確保。	市内公共交通網の支線として幹線である路線バス等を補完する。 5 地区（筑波、大穂・豊里、桜、谷田部、荃崎）において、平日（年末年始を除く）9 時～ 1 7 時にデマンド型交通を運行する。	・令和 6 年度つくタク利用者数 4 8, 0 1 9 人（前年度比 1. 1 % 減） ・A I オンデマンドシステムの導入を前提としたプロポーザル方式入札を実施し、令和 7 ～ 9 年度のつくタク運行受託者を決定し、契約を締結
24	570	地域公共交通計画進行管理業務 （旧：地域公共交通網形成計画 進行管理業務）	都市計画部総合交通政策課	利便性が高く、持続可能な公共交通網の実現を図るため、策定した「つくば地域公共交通計画」の進捗管理を行う。	つくば市地域公共交通計画に掲げられた基本理念「様々なデータや新技術で、人と人、まちとまちが“つながり”、未来へと“つながる”地域公共交通を目指して」と 4 つの基本方針に基づき 1 4 の指標を設定した。この指標の評価点検を実施し、国土交通省への報告を行う。なお、本計画の施策については、つくば市公共交通活性化協議会における審議案件となる。	・アンケート調査を実施 1, 0 2 4 件回答（回答率 3 4. 1 %） ・目標達成の進捗状況をつくば市公共交通活性化協議会に諮り、国交省へ報告 ・令和 7 年 4 月からつくタクに A I オンデマンドシステムを導入することについて、つくば市公共交通活性化協議会に諮り、承認を得た。
25	571	つくばエクスプレス利便性向上事業	都市計画部総合交通政策課	つくばエクスプレス利用者の利便性を向上させる。	沿線区市と連携し、つくばエクスプレス利便性向上のための要望活動や勉強会等を行う。	・市が参画する T X 沿線 7 市区首長懇談会から首都圏新都市鉄道（株）へ要望書提出 ・茨城県 T X 三市推進協議会を解散（役割は T X 沿線 7 市区首長懇談会に吸収） ・T X と都心部臨海地域地下鉄の接続事業化促進期成同盟会の設立 ・つくばエクスプレス 4 駅の 1 日平均利用者数は 3 5, 0 0 0 人

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
26	984	建築基準法等による許可、認定、指定等に関する事務	都市計画部建築指導課	地域の実情にあった、安全で安心して暮らすことができる住環境の実現を図る。	・建築基準法に基づく許可、認定、指定及び認可申請の審査 ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定申請等の審査 ・建築基準条例に基づく認定申請の審査 ・地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく許可申請等の審査 ・敷地制限条例に基づく認定及び許可申請の審査	特例許可を行うことにより地域の実情に合った土地の有効利用を図ることができた。 長寿命化住宅や省エネ性能の高い建築物など、良質な建築物のストックの形成が図られた。
27	1004	建築物等の防災・安全対策等に関する事務	都市計画部建築指導課	災害時における人の避難の安全を確保するとともに、人命にかかわる二次災害を防止する。	・特殊建築物、特殊建築物の防火設備及び昇降機に関する定期報告書の受理 ・消防部局と連携して特殊建築物の立ち入り調査を実施する。	特殊建築物報告件数 4 4 件、防火設備報告件数 1 6 1 件、昇降機等報告件数 1, 8 8 8 件 特殊建築物の立ち入り調査は、上期 3 件、下期 4 件、計 7 件実施
28	1005	建築基準法による建築確認の審査及び指導等に関する事務	都市計画部建築指導課	安全で安心なまちづくりの実現及び建築物の質の向上を図るとともに、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。	・建築基準法に基づく確認申請及び計画通知の審査 ・建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出受理 ・都市計画法に基づく地区計画の届出受理 ・つくば市中高層建築物等指導要綱に基づく協議 ・建築基準法における違反を防止するための建築パトロールの実施	建築基準による申請・届出の審査を行い、法令を遵守した適法な建築計画へ誘導することによって安全で安心なまちづくりを進めることができた。 令和 6 年度は、違反建築物調査パトロール回数を 4 回実施した。
29	1007	建築確認支援システムに関する事務	都市計画部建築指導課	建築確認等の情報を速やかに把握し、必要な情報を提供することにより、安全で安心なまちづくりの実現を図る。	・つくば市内の建築確認の処分を行った物件及び新たに建築基準法上の道路として判定したものについて、電子データ化を行い、窓口やＨＰ上でそれらの情報提供、建築計画概要書等の写し交付及び台帳記載事項証明書交付等を行う。 ・つくば市内において受理した建築工事届について、建築着工統計調査を毎月行い、茨城県を経て国へ報告する。	建築確認に関する情報及び市内全域の建築基準法上における道路の判定状況を電子データで管理することにより、建築時において必要な情報を把握し市民へ情報提供することができた。 建築着工統計を報告することにより、建設総統計、国民経済計算等に活用された。
30	1011	市街地振興事業	都市計画部都市計画課	都市再生特別措置法等に基づき、計画的な公共施設の改修等を行うことで、地域の拠点となるにぎわいのあるまちづくりを図る。	都市再生特別措置法に基づく各種事務の執行及び都市再生整備計画のマネジメントと適正な国費の執行、関係部署との連絡調整 低未利用土地等の譲渡に係る低未利用土地等確認書の交付 （国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律については 5 1 6 都市計画決定事務事業へ移管）	都市再生整備計画推進のため関係各課と連携し、事業の進捗管理や計画の変更等を適切に実施できた。 低額の低未利用土地の譲渡を促進することで、土地の有効活用が図られた。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
31	1012	安全安心な居住環境等の充実を図るための補助金交付事業	都市計画部建築指導課	狹隘道路の解消による安全な住宅市街地の形成及びがけ地に近接した住宅の移転による安全性の確保し、安心安全な居住環境等の充実を図る。	建築基準法第42条第2項道路に接する敷地において、道路中心線から2m後退した敷地の部分内にある門塀等を撤去する者に対して、補助金の交付を行う。 土砂災害特例警戒区域の周知を行う。	後退敷地内の門塀等撤去費用の助成を行い、4m未満の道路を解消することにより、交通、防火及び避難上の改善が図られた。
32	1015	支線型交通運行事業（旧：支線型バス実証実験事業）	都市計画部総合交通政策課	筑波地区の既成市街地である北条と周辺地区の集積エリアを結び、日常生活に必要な地域の移動を担う支線交通として運行する。	コース：筑波ふれあいの里入口～筑波中央病院 運行時間：概ね8時から18時まで（12／29～1／3を除く毎日運行） 運賃：200円均一 車両：10人乗りワゴン車2台 運行便数：1日16便（3／1～11／30のみ1日17便に増便）	・令和6年度利用者数7,171人 ・1便当たり利用者数1,20人
33	1016	路線バス実証実験事業	都市計画部総合交通政策課	事業者が収益の見込みがあると判断しているが、実施に踏み込めない路線について、市が、実証実験事業として、事業が軌道に乗るまでの運用費を負担する（R04年度から）。	関東鉄道松代南循環新設：宅地造成が進む「松代五丁目」を対象とした新規路線を運行することで、松代五丁目やバス空白地域の移動手段を確保する。	・令和6年度の松代南循環の利用者数は52,924人で、1便当たりの平均利用者数は6,3人であり、損益分岐点となる利用者数14人を下回っている。 ・実験期間を6か月（令和8年3月31日まで）延長した。
34	1043	MaaS等の活用検討	都市計画部総合交通政策課	公共交通の利用促進を図るため、多彩な交通手段を予約から決済まで可能なMaaS等の活用を検討する。	民間企業が構築を進めているMaaSのプラットフォームを研究し、連携を検討する。 また、既存の経路検索サイトへつくば時刻等のオープンデータを積極的に提供する。	・つくばアプリ上に、公共交通の情報を適宜更新し公開。 ・GTFSDデータリポジトリサイトにつくバス及びつくばね号のGTFSDデータを公開。
35	1044	シェアサイクル	都市計画部サイロコミュニティ推進室	移動手段としての自転車の利用促進及び移動の利便性向上のため、来訪者や在住者・在勤者の短距離移動手段としたサイクルシェアリングを実施する。	シェアサイクル事業を運用する。本格運用開始後は、利用データの分析や利用者の意見等を踏まえ、利便性向上を目指したポートの拡充等の改善を適宜実施する。	本格運用を開始し、自転車を100台、サイクルポートを49か所に拡充して提供エリアを拡大した。

通し 番号	事業 番号	事務事業名	部署名	事業の目的	事業の概要	成果
36	1060	筑波東中跡地へのサイクリング拠点整備事業	都市計画部サイクロコミュニティ推進室	旧筑波東中跡地へ自転車拠点「サイクルパークつくば」を整備することで、サイクリストを誘客し、地域振興を実現すると共に、市民の自転車利用の機運醸成を図り、車から自転車への転換を推進する。	ナショナルサイクルートに指定されているつくば霞ヶ浦りんりんロードや、ヒルクライムを楽しむサイクリストで賑わう筑波山不動峠からほど近い旧筑波東中ヘサイクルパークつくばを整備することで、つくば市内を通過するのみであったサイクリストに滞留してもらい地域振興を実現する。また、サイクリストの増加により、市民の自転車に対する親和度が高くなることで、市民の自転車利用を後押しすることができる。更には、保有資産（廃校）の有効活用にも資する。	指定管理者による施設運営を行うとともに、公益財団法人日本自転車競技連盟公認のBMXレーシング大会を誘致した。また、指定管理者による自転車イベント（PEDAL DAY GO Mt. TSUKUBA）を開催した。
37	1164	茨城県自治体連携型自家用有償旅客運送事業	都市計画部総合交通政策課	地域公共交通が抱えるドライバー不足をはじめとする交通課題の解決に向けて、自治体間で連携し地域の移動の足を確保するためのモビリティサービス基盤を構築する。	運転士不足などの公共交通の共通課題を解決するため、茨城県4自治体（つくば市、土浦市、下妻市、牛久市）で連携し、以下のモビリティサービス基盤を構築する。 ・1種免許を含むドライバーの獲得、育成、管理を担うプラットフォーム「ドライバーバンク」 ・ドライバーバンクに登録されたドライバー情報と連携し、効率的な運行を可能にする「配車アプリ」 上記を活用した自家用有償旅客運送事業を4市ごとに行うことで、将来的なドライバーの拡充及び地域公共交通の維持・拡大を目指す。	・4市共通のプラットフォーム「ドライバーバンク」を構築し、88名のドライバーを登録（バックアップドライバー12名を含む）。 ・令和7年1月27日から「地域連携公共ライドシェア」の運行を開始し、交通空白地となる「桜ニュータウン」及び「筑波山」に新たな移動手段を提供。